

中能登町立学校施設

～令和2年4月1日から使用料が変更になります～

別表（第5条関係）

(1) 中能登町立小・中学校施設使用料

施設の名称	使用料
会議室、調理室等（1室ごと）	1時間につき 600円
体育館（半面）	1時間につき 600円
卓球場	1時間につき 600円
柔道場	1時間につき 600円
剣道場	1時間につき 600円
弓道場	1時間につき 600円
グラウンド	1時間につき 1,200円
テニスコート（1コート）	1時間につき 600円

- 1 個人の利用については、原則としてこれを認めない。
- 2 グラウンドは全面利用の必要がない場合、2分割でも利用できるものとし、分割利用面積によって、上記金額より相当する金額を徴収する。
- 3 町内在住の方が利用する場合の使用料の額は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 冷房または暖房を使用する場合は、使用した時間の使用料に100分の40を乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。

(2) 中能登町立小・中学校電気設備使用料

区分	使用料
グラウンド	1時間につき 1,000円
テニスコート（1コート）	1時間につき 100円

【減免率（主な例）】 ※詳細は別紙のとおり

1 町内団体が単独利用する場合

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① ジュニアスポーツ教室、小学生、鹿西高校 | 減免率100分の100 |
| ※なお、ジュニアスポーツ教室は照明も同様 | |
| ② 地区、福祉団体、子ども会、老人会等 | 減免率100分の100 |
| ③ 体育協会、文化協会加盟団体、青壮年会、女性会等 | 減免率100分の 80 |
| ④ 町民のみで使用する場合 | 減免率100分の 50 |
| ⑤ 町外者を含んで使用する場合 | 減免率100分の 0 |

2 合同練習や練習試合など町外団体も使用する場合

- | | |
|------------|-------------|
| ① ジュニアスポーツ | 減免率100分の 80 |
| ② 高校の部活動 | 減免率100分の 80 |
| ③ 社会人活動 | 減免率100分の 50 |

3 大会等で使用する場合

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 主催が町団体に参加募集は町内のみ | 減免率100分の 80 |
| ② 主催が町団体に参加募集は町外も含む場合 | 減免率100分の 50 |
| ③ 主催が町団体以外の場合 | 減免率100分の 0 |
| ④ 町から補助金を受けている大会 | 減免率100分の 0 |

4 町・町教育委員会との共催、後援事業

- | | |
|--------|-------------|
| ① 共催事業 | 減免率100分の100 |
| ② 後援事業 | 減免率100分の 50 |

※その他、ご不明な点等については中能登町教育委員会 学校教育課

(Tel : 0767-76-2808) までお問い合わせください。